

# 佐世保市新型インフルエンザ等対策行動計画【概要版】

## 1. 新型インフルエンザ等対策の概要

市は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。平成25年4月13日施行）や既存法令（感染症法、予防接種法）に基づき必要な措置を講じ、感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命・健康を保護するとともに、市民の生活及び経済への影響を最小限とするための対策を推進する。

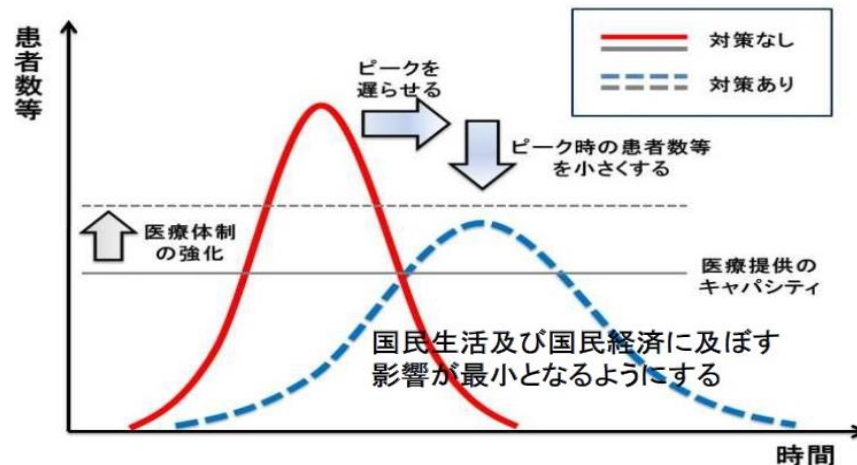
## 2. 市行動計画の位置づけ

特措法第8条に基づき、佐世保市新型インフルエンザ等対策行動計画を策定し、国、県、市、事業者等が連携・協力し、発生段階に応じた総合的な対策を推進する。

## 3. 市行動計画の概要

新型インフルエンザ等対策は、感染拡大をできるだけ抑えて流行のピークを遅らせ、医療体制の整備等のための時間を確保し、流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減する等により、患者数等が医療提供のキャパシティを超えないようにすることで、「市民の生命及び健康を保護すること」、「市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにすること」を主たる目的に、発生段階に応じて特措法で盛り込まれた各種対策等を定める。

＜対策の効果 概念図＞



### (1) 対象とする感染症（新型インフルエンザ等）

新型インフルエンザ等感染症 (感染症法第6条第7項)	新型インフルエンザ (感染症法第6条第7項第1号)
	再興型インフルエンザ (感染症法第6条第7項第2号)
新感染症 (感染症法第6条第9項)	全国性的かつ急速な蔓延の恐れがあるものに限定 (特措法第2条第1項第1号において限定)

## (2) 行動計画の主要6項目

### 1) 実施体制

新型インフルエンザ等が発生し、政府対策本部及び、長崎県対策本部が設置され、特措法第32条により新型インフルエンザ等緊急事態宣言がなされた場合は、市長を本部長とする「佐世保市新型インフルエンザ等対策本部」を設置する。

### 2) サーベイランス・情報収集

患者数の把握、臨床情報、入院患者、死亡者の発生動向調査、集団発生等の様々な情報を収集し、各種対策を実施するための判断に繋げる。

### 3) 情報提供・共有

市民はじめ事業者等に対し、感染予防策等の情報について、できる限り分かりやすい形で情報の提供・共有を迅速に行う。

### 4) 予防・まん延防止

流行のピークをできるだけ遅らせ、ピーク時の受診患者数等を減少させ、医療体制が対応可能な範囲内に収める。

#### (ア) 主なまん延対策

発生の初期段階から新型インフルエンザ等の患者に対する入院措置や、患者の濃厚接触者に対する感染を防止するための協力（健康観察、外出自粛の要請等）等の感染症法に基づく措置を行うとともに、マスク着用・咳エチケット・手洗い・人込みを避けること等の標準的な感染対策を実践するよう促す。

#### (イ) 予防接種

ワクチンの接種により、個人の発症や重症化を防ぐことで、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制が対応可能な範囲内におさめるよう努める。

国が定める接種順位等により市が実施主体となり住民に対し予防接種を実施する。

#### <緊急事態宣言がされている場合の措置 >

県は必要に応じて不要不急の外出自粛、学校、保育所、介護老人施設等に対し、期間を定めて、施設の使用制限の要請を行う。

### 5) 医療

新型インフルエンザ等が発生した場合、全国的かつ急速にまん延し、かつ市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあることから、健康被害を最小限にとどめるための医療提供体制を構築する。

#### (ア) 帰国者・接触者外来及び帰国者・接触者相談センター

発生国からの帰国者や国内患者の濃厚接触者の診療のために、海外発生期から国内発生早期まで「帰国者・接触者外来」を設置して診療を行う。

また、「帰国者・接触者相談センター」を設置し、相談に応じる。

#### (イ) 発生時における医療体制

発生の早期には、原則として、感染症法に基づき、新型インフルエンザ等患者等を感染症指定医療機関等に入院措置を行う。

(ウ) 一般の医療機関への切り替え

帰国者・接触者外来を有しない医療機関でも患者が見られるようになった場合等には、帰国者・接触者外来を指定しての診療体制から一般の医療機関で診療する体制に切り替える。

<緊急事態宣言がされている場合の措置>

県は医療機関が不足した場合、医療機関における定員超過入院等のほか、入院診療を受ける必要のある患者等に対する医療の提供のため、臨時の医療施設を設置し医療を提供する。

6) 市民生活及び市民経済の安定の確保

国、県、市、医療機関、指定（地方）公共機関及び登録事業者は特措法に基づき、市民生活及び市民経済への影響を最小限にするため、事前に十分な準備を行う。

事業者に従業員の健康管理の徹底、職場の感染対策を要請する。

<緊急事態宣言がされている場合の措置>

①公衆衛生上の危害の発生を防止するため、緊急時に県を通じた国からの要請により埋葬又は火葬等の特例に対応する。

②生活関連物資等の価格の高騰及び買占め、売り惜しみが生じないよう、調査、監視を行う。